

相談解決のための 警察の主な対応

◇ **アドバイス**
相談者の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがなく、犯罪に至るおそれのない事案については、対応要領、防犯機器の紹介、パトロールの強化、緊急時の警察への通報要領等の助言や指導を行います。

◇ **専門機関の紹介**
他の行政機関などで問題解決が図られる場合は、その機関をご紹介します。

◇ **指導・警告・説得**
相談時点では刑罰法令に触れないが、将来、相談者などに危害が生じるおそれがあると認められ、必要がある場合は、相手方に対する指導、警告または説得を行います。

◇ **検挙・補導**
相談にかかると事案が刑罰法令に抵触すると認められるときは、捜査担当部門に引き継いで、被害届の受理、必要な捜査を行い、被疑者を検挙・補導します。

～ お問い合わせ先 ～
佐世保警察署
佐世保市天満町4番18号
電話 0956-23-0110 (代表・FAX)

